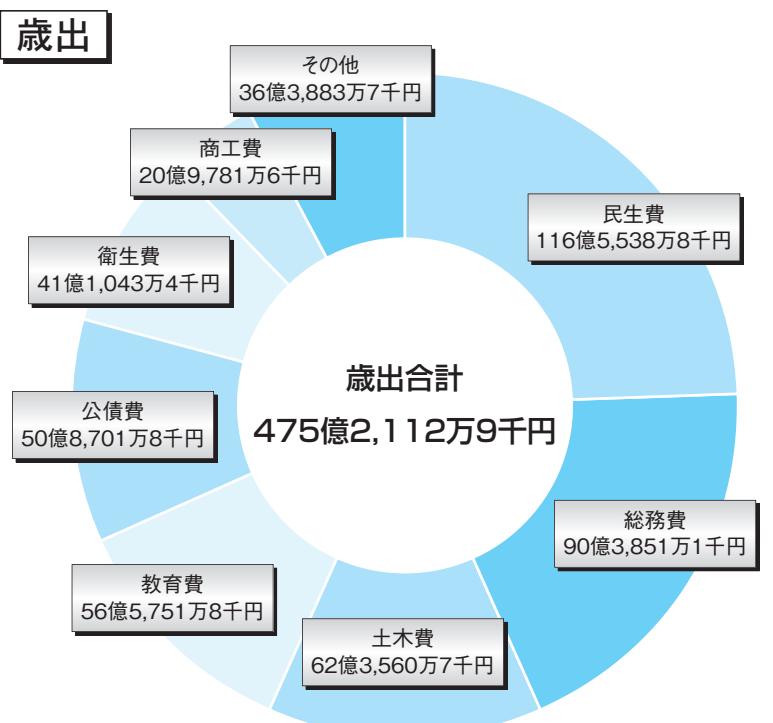
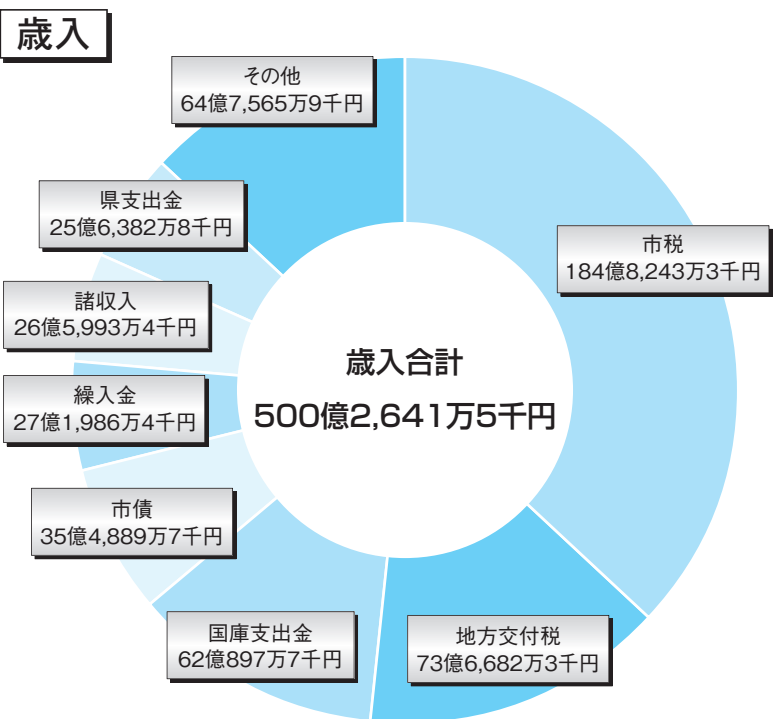


平成21年度決算状況

一般会計の決算

栃木市は平成22年3月29日に新設合併しましたが、便宜上、旧1市3町分を合算して、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの通年分で作成しました。平成21年度の一般会計の決算は歳入（収入）が500億2,641万5千円、歳出（支出）が475億2,112万9千円でした。差し引きは25億5,287万6千円の黒

字でしたが、平成22年度で引き続き実施する事業に使う財源が1億6,560万9千円含まれているため、実質的な収支は23億3,967万7千円となりました。歳入・歳出の内訳は左図のとおりです。なお、決算は9月3日市議会に上程しました。



- 【用語解説】**
- ★民生費 高齢者、障がい者、生活保護など福祉のための経費です。
 - ★総務費 税務や市役所の全般的な事務の経費です。
 - ★土木費 道路・公園・河川などを整備する経費です。
 - ★教育費 小中学校の整備・運営や社会教育のための経費です。
 - ★公債費 市債の元金返済や利息の支払いのための経費です。
 - ★衛生費 各種検診やごみ処理等の経費です。
 - ★商工費 中小企業の支援、観光など商工業振興の経費です。
 - ★その他 農林業の振興、消防、議会の経費です。

(単位：千円)

特別会計

区分	歳入	歳出
国民健康保険	15,120,807	14,256,296
老人保健	88,015	63,672
後期高齢者医療	1,130,612	1,114,072
介護保険(保険事業勘定)	8,396,769	8,163,988
介護保険(介護サービス事業勘定)	21,092	19,094
下水道	4,585,951	4,481,140
農業集落排水	1,390,693	1,299,772
地域改善対策住宅新築資金等貸付	7,299	7,241
JR大平下駅前土地区画整理	187,874	139,530
医療福祉モデル	135,967	123,203
公共用地先行取得	59,879	59,879
奨学資金貸与事業	4,498	677
西前原たん水防除事業	19,135	11,868
合計	31,148,591	29,740,432

(単位：千円)

市債残高

一般会計		市債全体(一般会計・特別会計・水道事業会計)	
20年度末	21年度末	20年度末	21年度末
41,755,760	40,952,257	80,269,137	79,202,317

市の収支を月給31万円のサラリーマン世帯に例えた場合

★市 (単位：千円)		★サラリーマン (単位：円)			
歳入	税収・税外収入	41,617,122	月給	310,000	
	繰入金	2,719,864	定期預金の取り崩し	20,260	
	繰越金	2,140,532	前年からの繰越(月割分)	15,945	
	市債	3,548,897	借入金(ローン)	26,435	
	計	50,026,415	計	372,640	
歳出	公債費	5,087,018	ローン返済	37,892	
	一部事務組合負担金	3,506,737	兄弟へ仕送り	26,121	
	積立金	845,683	定期預金積立金	6,299	
	その他	38,081,691	生活費	283,665	
	計	47,521,129	計	353,977	
繰越金		2,505,286	翌年への繰越金(月割分)		18,663

★市税などの合計416億1,712万2千円を月給31万円に置き換え、各項目を換算しました。

- 【用語解説】**
- ★地方交付税 全国すべての市町村が等しく一定水準の行政サービスを提供できるように、税収の少ない市町村に対して国税の一部から配分されるお金です。
 - ★国庫支出金 特定の事業に対して国から支出されるお金です。
 - ★市債 1年を超える借入金のことを指します。道路を造ったり多額の資金を必要とするときに、国や銀行からお金を借ります。なお、財源不足を補てんする、いわゆる「赤字債」の発行は認められていません。
 - ★一般財源 市税や普通交付税など使用目的が限定されない収入のことです。

健全化判断比率等について

「地方公共団体の財政健全化に関する法律(財政健全化法)に基づき、財政状況を算定しましたのでお知らせします。平成21年度は、国の基準を下回っており、おおむね健全であるという結果になりました。健全化判断比率には、それぞれ早期健全化基準があり、これをひとつでも満たしていないと、財政活動の制限を受けます。なお、健全化判断比率については監査委員の審査が義務付けられています。※平成20年度決算については、旧1市3町の値を基に算出しました。

※詳しくは、市ホームページ財政課内決算分析、又は本庁・総合支所・図書館にある決算書をご覧ください。

監査委員の意見

8月25日に、健全化判断比率の審査を終えた監査委員から、意見書が市長に渡されました。意見の要旨は次のとおりです。
「本市財政は、適正に運営されている。しかしながら、今後とも合併による新たな財政負担の増大などが見込まれることから、今更以上厳しい行財政運営が求められる。したがって、新生栃木市として、安定した財政基盤を確立するとともに、市民福祉の向上と市政の発展に一層努力されることを切望する。」

①一般会計の収支状況を表す

実質赤字比率	21年度決算	20年度決算	早期健全化基準
	—%	—%	11.87%

算出方法 一般会計の赤字額 / 標準的な一般財源の年間収入

一般会計の収支状況を表し、数値が高いほど悪化していることを意味します。平成21年度決算では赤字が発生していません。

②市全体の収支状況を表す

連結実質赤字比率	21年度決算	20年度決算	早期健全化基準
	—%	—%	16.87%

算出方法 一般会計および特別会計の赤字額 / 標準的な一般財源の年間収入

市全体の収支状況を表す指標です。実質赤字比率同様、平成21年度決算では赤字が発生していません。

③市の借入金返済の状況を表す

実質公債費比率	21年度決算	20年度決算	早期健全化基準
	11.7%	12.2%	25.0%

算出方法 借入金の定期償還にあたる金額 / 標準的な一般財源の年間収入

借入金の返済額が年間収入に占める割合を表します。この数値が18%を超えると市債の発行が制限されます。

④将来にわたって見込まれる負担を表す

将来負担比率	21年度決算	20年度決算	早期健全化基準
	75.8%	72.0%	350.0%

算出方法 市債残高+ごみ処理負担金・職員退職金などの将来負担見込み額 / 標準的な一般財源の年間収入

この数値により一般会計が将来負担すべき金額が、標準的な年間収入の何年分に相当するかが分かります。市は75.8%で、約9.1か月分に相当します。

